

## (目的)

第1条 社会福祉法人静和会が開設経営する指定通所介護事業所が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定通所介護事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定通所介護事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 指定通所介護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 指定通所介護事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスこうめちゃん
- 二 所在地 静岡県三島市梅名585-2

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定通所介護事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 通所介護従業者  
生活相談員 1名以上  
介護職員 4名以上  
看護職員 1名以上

通所介護従業者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、指定通所介護事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の通所介護従業者等と協力して通所介護計画の作成等を行う。

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

- 三 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日～土曜日(休日：日曜日・12月30日～1月3日。但し、利用者の要望等により臨時の営業日・休業日を設けることがある。この場合、利用者等及び関係各所へ相当期間の猶予をおき、文書等による事前通知をもって実施するものとする。)
- 二 営業時間 8時00分～17時30分
- 三 サービス提供時間 9時10分～16時15分

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護事業所の利用定員は、1日30人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 日常生活上の援助
  - ア 排泄の介助
  - イ 移動の介助
  - ウ 食事の介助
  - エ その他必要な身体の介護
- 二 指定通所介護の施設における入浴サービス
  - ・入浴形態
    - ア 一般浴槽による入浴
    - イ 機械浴槽による入浴
  - ・介助の種類(必要に応じて行う)
    - ア 衣類の着脱
    - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
    - ウ その他必要な介助
- 三 送迎サービス  
障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への乗降及び移動の介助を行う。
- 四 機能訓練サービス  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の活性化を図るため各種サービス(機能訓練向上サービス)を提供する。
  - ア 日常生活動作に関する訓練
  - イ レクリエーション
  - ウ 体操
  - エ 趣味活動
  - オ 行事的活動
- 五 健康状態の確認
- 六 相談、助言等に関する事  
利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に示されている割合の額とする。(介護保険負担割合証の確認のもと)

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 昼食代	680円
二 おむつ代 (尿取りパット)	70円
(紙おむつ)	160円
(紙パンツ)	180円

三 レクリエーション費は実費

四 その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

五 緊急入院等やむを得ない場合を除き、利用者の都合で指定通所介護が当日キャンセルになった場合には、680円(昼食代相当)を徴収する。

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三島市(但し、東海道新幹線線路より南側の地域)、函南町(但し、平井・丹那・軽井沢・田代・上沢の5地域は除く)、伊豆の国市(但し、旧韭山町に限る)、清水町(但し、徳倉と中徳倉地区は除く)沼津市大平とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業者は、指定通所介護の実施中に、事故が発生した場合は、速やかに主治医、市町村、当該利用者の家族等、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡し適切な措置を行うこととする。また、主治医等へ連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 事業者は、指定通所介護の実施中に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年二回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び通所介護従業員の健康管理等)

第13条 事業者は、指定通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業者は、通所介護従業者等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第14条 事業者及び通所介護従業者等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業者は、通所介護従業者等であった者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 通所介護従業者等が、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の情報を使用する場合は、利用者及びその家族の同意を得るものとする

(苦情処理)

第15条 提供した指定通所介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、指定通所介護の社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るため、職員に研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人静和会理事会の承認を得て定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条

虐待の発生またはさいはつを防止するため以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し  
(テレビ電話装置等の活用を可能とする)  
その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する
- (4) 措置を適切に実施するために担当者を置く

附 則

この規程は、平成21年 4月1日より施行する。

この規程は、平成22年 4月1日より施行する。(第5条営業日、第6条利用定員変

更)

この規程は、平成22年11月1日より施行する。(第8条利用料変更)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。(第5条営業日変更)

この規程は、平成24年4月1日より施行する。(第5条営業日変更)

この規定は、平成25年6月1日より施行する。(第3条所在地、第4条職員数、第5条定員、第7条入浴形態、第8条利用料変更)

この規定は、平成26年4月1日より施行する。(第8条利用料変更)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。(第1条・第2条の二・第4条の二職務内容補足、第8条利用料3項追加)

この規程は、平成27年8月1日より施行する。(第8条利用料変更)

この規程は、平成30年6月1日より施行する。(第5条営業時間等、第8条利用料変更)

この規定は令和3年4月1日より施行する。(第17条 虐待防止のための措置に関する事項変更)

この規定は令和4年7月1日より施行する。(第5条三項変更 サービス提供時間変更)

この規定は令和6年4月1日より施行する。(第8条二項変更 利用料及びその他の費用の額、および第9条・通常の事業の実施地域の変更)